

鶴岡市雪に強いまちづくり計画

鶴 岡 市

令和7年1月

目 次

I	計画の目的と位置づけについて	
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的・趣旨	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画期間	1
II	基本理念について	
1	基本理念	2
III	克雪のための市民意識の向上について	
1	克雪対策の周知	2
2	市民意識の向上	2
3	個人宅の雪下ろし・除排雪請負業者の紹介	2
4	雪に親しみ、活かすまちづくり	2
IV	地域や高齢者等への支援について	
1	地域や高齢者等への支援	3
2	高齢者・障害者及び母子世帯に対する雪下ろしの支援	3
3	除雪ボランティア	3
4	排雪場の確保	3
V	豪雪対策本部	
1	豪雪対策本部・地域豪雪対策本部の設置	3
2	豪雪地域共同除雪に対する支援	3
3	朝日地域に対する支援	4
	（1）克雪地域の生活道に対する支援	
	（2）克雪住宅整備に対する支援	
	（3）地域で助け合う玄関前除雪	
	（4）地域で助け合う玄関前除雪に対する支援	
VI	道路除排雪、通学路対策、農道除雪対策について	
1	道路除排雪計画による計画的な除雪の実施	4
2	冬季間通学路安全点検の実施	4
3	農道除雪の実施	5
VII	空き家対策の実施について	
1	空き家の落雪等への対応	5
	（1）空き家の状況の把握	
	（2）情報の提供、助言	
	（3）パトロールの実施	
	（4）応急措置による雪下ろし・除排雪の実施	
2	冬期間における空き家の適切な管理	5
VIII	雪に強いまちづくり検討委員会	
1	各課の連携と協働	6
2	進捗管理等について	6

I 計画の目的と位置づけについて

1 計画策定の背景

本市では、これまで鶴岡市地域防災計画に伴った豪雪対策や市道管理としての道路除排雪計画、さらには福祉的な視点からの高齢者や障害者への雪おろし支援、さらにはコミュニティ支援での除雪協力体制など、各分野において個別的な克雪の取組みを進めてきました。

さらに近年は少子高齢化や、人口減少など社会情勢が大きく変化するとともに、地球温暖化等の影響により、極端な豪雪や気温低下による凍結被害なども増加傾向にあります。

そのため、今後とも安全・安心に冬を乗り越えていくための市の役割を明確にするとともに、市民からの協力を求めながら、雪国においても暮らしやすさを実感できるまちづくりを進める必要があります。

2 計画の目的・趣旨

この計画は、鶴岡市地域防災計画に基づいた豪雪対策や、道路管理での除排雪及び福祉等の助成措置など、雪に係る総合的な克雪対策について、市と市民が一体となって取り組むことにより、雪や寒波による被害を最小限に抑制し、市民の安全と安心を確保することを目的とします。

3 計画の位置づけ

鶴岡市総合計画を上位計画とし、鶴岡市地域防災計画に基づいた個別計画とします。

4 計画期間

令和6年度～令和10年度

【県の動き】

■山形県

県では、平成30年12月に制定した「いきいき雪国やまがた基本条例」を踏まえ、今後の雪対策の方向性を示す「第4次山形県雪対策基本計画」を策定、これに伴い、雪に強い県づくり、豪雪災害対策、地域における除排雪の推進、雪を活用した地域活性化を柱とした、「山形県雪対策アクションプラン」を令和2年4月に策定しました。

Ⅱ 基本理念について

Ⅰ 基本理念

雪に強いまちづくり計画において、基本理念を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組めます。

だれでも安心・雪国生活

鶴岡市が降雪地帯であることを受け入れ、雪国の暮らしの中でも、さまざまな克雪対策によって、安心・安全で、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感できる、雪国生活をおくれるようにします。

Ⅲ 克雪のための市民意識の向上について

Ⅰ 克雪対策の周知【市の役割】

克雪は市民、事業者、行政の連携による取組が有効なことから、市の克雪対策や対応状況を迅速、的確、効率的に周知を行うとともに、克雪に係る安全と安心のための注意を喚起し、市民意識の啓発を図る。

(防災安全課・土木課・上下水道部総務課・地域庁舎総務企画課)

Ⅱ 市民意識の向上【市民の役割】

市民からも克雪に対する意識の向上に努めていただき、スムーズな除排雪事業への協力や、安全の確保、水道管等の破裂の防止を行う。

Ⅲ 個人宅の雪下ろし・除排雪請負業者の紹介【市の役割】

市の登録業者に、個人宅の雪下ろしや除排雪の請負が可能か等を降雪前に調査し、自宅の雪下ろしや除排雪を希望する市民に紹介する。

個人宅の雪下ろし・除排雪請負可能業者を民生委員・民生児童委員に共有し、高齢者等からの相談に活用してもらう。

(防災安全課・地域包括ケア推進課・福祉課)

Ⅳ 雪に親しみ、活かすまちづくり【市と市民の役割】（新規）

市と市民は、雪は地域の魅力となりうることを再認識し、親子で楽しめるイベントなど雪を活用した利雪の取組を推進することで、郷土愛を育み、雪に親しみ活かすまちづくりを推進する。

Ⅳ 地域や高齢者等への支援について

1 地域や高齢者等への支援【市の役割】

地域の高齢者・障害者等への除雪支援事業及び自主的な除雪体制の構築を行う事業等に対して、実施する広域コミュニティ組織や自治会の連合組織等に除雪機の保険料やメンテナンス費用、講習会経費等を対象とした財政的支援をする。（コミュニティ推進課・地域庁舎総務企画課）

2 高齢者・障害者及び母子世帯に対する雪下ろしの支援【市の役割】

高齢者世帯等の社会生活の安定を図るため、雪下ろし費用の一部を補助する。（地域包括ケア推進課・福祉課・子育て推進課）

3 除雪ボランティア【市民の役割】

鶴岡市社会福祉協議会ボランティアセンターの協力を得て、除雪ボランティアの紹介や、研修会による新規除雪ボランティアの育成など、地域の高齢者・障害者等に対する除雪支援について、地域内で助け合う仕組みづくりを推進する。

4 排雪場の確保【市の役割】

住宅等敷地内の雪等を排雪する場所として、市では排雪場所を確保し、指定する。（土木課・各庁舎産業建設課）

Ⅴ 豪雪災害対策

1 豪雪対策本部・地域豪雪対策本部の設置【市の役割】

鶴岡市地域防災計画に基づき豪雪対策本部・地域豪雪対策本部を設置し、豪雪に対する対応をする。

（防災安全課・朝日庁舎総務企画課・温海庁舎総務企画課）

2 豪雪地域共同除雪に対する支援【市の役割】

市の豪雪対策本部または地域豪雪対策本部の設置を前提とし、朝日地域全域と温海地域の一部の地域を対象に、地域住民が共同で行う家屋周辺の除排雪事業に経費の一部を補助する。

（朝日庁舎総務企画課・温海庁舎総務企画課）

3 朝日地域に対する支援

(1) 克雪地域の生活道に対する支援【市の役割】

朝日地域において、住宅の快適な生活環境のため、小規模生活道の改良舗装及び除雪対策事業を行うものに補助金を交付する。(朝日庁舎産業建設課)

(2) 克雪住宅整備に対する支援【市の役割】

朝日地域において、住宅の効率的な雪処理と雪に強いまちづくりを推進するため、克雪住宅を建築し、又は増改築しようとするものに補助金を交付する。
(朝日庁舎産業建設課)

(3) 地域で助け合う玄関前除雪【市民の役割】

朝日地域の広域コミュニティ組織が実施主体となり、高齢者、障害者など自力で除雪を行うことが困難な世帯と、除雪機を所有し事業に協力できる協力者をグループ化し、玄関前除雪を支援する。

(4) 地域で助け合う玄関前除雪に対する支援【市の役割】

朝日地域の地域で助け合う玄関前除雪に対し、保険料や除雪機の修理費、燃料費を補助する。(朝日庁舎総務企画課)

VI 道路除排雪、通学路対策、農道除雪対策について

1 道路除排雪計画による計画的な除雪の実施【市と市民の役割】

市は、冬期間における道路交通を確保し、雪害から市民生活を守るため、道路除排雪について、実施基準や対象路線等を定めて、実施することとする。

市民は、市が実施する道路除排雪が円滑に行われるよう、路上駐車をしないなどの除雪機械の通行路の確保や、障害物の撤去などを行う。

具体的な内容は別に定める「市道等の除雪計画書」のとおりとする。

(土木課・各庁舎産業建設課)

2 冬季間通学路安全点検の実施

【学校・道路管理者(市・県・国)の役割】

各学校から指摘のあった通学路の冬季間危険箇所について、降雪前に道路管理者を含む関係団体で合同点検を実施する。

また、降雪後の通学路の安全を確保するため、関係者間の連絡体制を構築し、危険箇所が確認された場合は随時対応する。(防災安全課・学校教育課)

3 農道除雪の実施【市と市民の役割】

農業用施設や果樹の被害防止、農作業の遅延防止等のために除雪が必要と認め

られる路線において60cm以上の積雪が確認された場合、原則、年1回に限り除雪を行う。

また、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により除雪作業を行うことが可能であることから、対象組織に対し制度の活用について周知する。

(農山漁村振興課)

VII 空き家対策の実施について

1 空き家の落雪等への対応【市の役割】（環境課・各庁舎総務企画課）

(1) 空き家の状況の把握

空き家の堆雪状況等について、市民等から管理が不適切との相談や意見が寄せられた場合、当該空き家の状況を確認し、関係課と情報を共有する。

(2) 情報の提供、助言

空き家の所有者等へ情報を提供するとともに、雪下ろし等の実施を促し周辺への被害の未然防止を図る。

(3) パトロールの実施

助言を行った空き家について、雪下ろし等の適正な管理が行われるまで、定期的にパトロールを実施するなど、安全の確保を図る。

(4) 応急措置による雪下ろし・除排雪の実施

空き家への堆雪により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす切迫した状況が発生した場合には、鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例に基づく応急措置として雪下ろし等を行う。

2 冬期間における空き家の適切な管理【所有者の役割】

空き家の所有者は、冬季間において、隣家や道路等、周辺に被害を出さないよう、適切な管理や雪下ろし等を行う。

VIII 雪に強いまちづくり検討委員会

1 各課の連携と協働

雪に係る課題は全庁の複数部署に亘り、課題の解決には部局を超えた連携が必要となることから、検討委員会を設置し、本市の将来に向けた「雪に強いまちづくり」計画を策定した。

2 進捗管理等について

計画を総合的に推進するため、連携体制・組織体制を整備し、事業の取り組み状況の把握と点検、課題整理、評価を行い、今後とも継続的な改善を図ることとする。

【検討委員会】

No.	職名		No.	職名	
1	委員長	副市長	9	委員	建設部長
2	副委員長	危機管理監	10	委員	教育部長
3	委員	総務部長	11	委員	上下水道部長
4	委員	企画部長	12	委員	藤島庁舎支所長
5	委員	市民部長	13	委員	羽黒庁舎支所長
6	委員	健康福祉部長	14	委員	櫛引庁舎支所長
7	委員	農林水産部長	15	委員	朝日庁舎支所長
8	委員	商工観光部長	16	委員	温海庁舎支所長

事務局：防災安全課